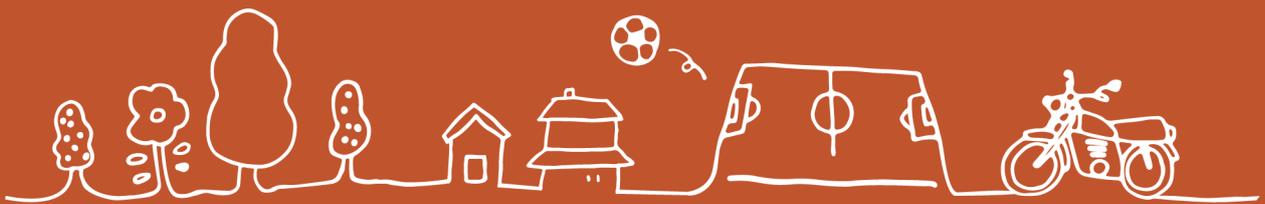


4章

マスタープランの実現に向けて

- (1) 情報の共有化
- (2) 様々なまちづくり手法の活用・選択
- (3) 市民等と行政の協働
- (4) 柔軟な推進体制
- (5) 都市計画マスタープランの見直し



4章 マスタープランの実現に向けて

都市計画マスタープランは、今後のまちづくりの基本方針を示すものであることから、本計画に関連する個別事業の推進や立地適正化計画制度の活用等により計画の実現を図っていきます。

なお、計画の具現化に向けて、以下のような基本的な考え方で取り組みます。

(1) 情報の共有化

都市計画マスタープランで示した将来都市像は、まちづくりを進める上での共通認識として行政・市民・事業者等と情報共有することが重要です。

- ホームページや広報の活用、パンフレット等の発行により、本計画の周知を図ります。
- まちづくりに関する事業や情報を広く発信し、情報の共有化を図ります。

(2) 様々なまちづくり手法の活用・選択

まちづくりの目標や将来都市像の実現には、ハード面・ソフト面ともに、様々なまちづくりの手法を活用し進めていく必要があります。

手法の活用にあたっては、地域の特性や周辺の土地利用等を踏まえた上で、最大限の事業効果を引き出すよう適切な手法を選択していきます。

- 都市計画の決定・変更
本計画に示す基本方針等を踏まえ、用途地域の見直しや地区計画の決定、都市計画道路の変更等により適切な土地利用を誘導します。
- 効果的な事業実施
土地区画整理事業や市街地再開発事業等のまちづくり事業については、限られた財源のなかで効率的かつ効果的に事業を進めるとともに、民間の資金やノウハウの活用についても検討します。
- 立地適正化計画の策定
本計画に示す「コンパクトにまとまりある市街地形成」を具現化するため、都市機能や居住機能の誘導、公共交通網の形成等によりコンパクトなまちづくりの指針となる「立地適正化計画」を策定し、将来都市像の実現に向けた方策として活用を図っていきます。



(3) 市民等と行政の協働

市は、将来都市像の実現に向けた取り組みを進める中で、住民説明の場や都市計画提案制度[※]等の活用により、市民等から広く意見を求め協働でまちづくりを進めます。

※都市計画提案制度

都市計画法の提案制度は、住民等が行政の提案に対して単に受身で意見するだけでなく、より主体的に都市計画に関わることを可能とする制度です。

(4) 柔軟な推進体制

●広域的な連携

骨格的な道路の整備など、広域的な都市計画事業の実施にあたっては、都市計画マスタープランを活用して国・県や周辺都市をはじめとする関係機関との調整・協力を図り、適切な連携のもと施策を推進します。

●市内連携

まちづくりの推進においては、多様な市民ニーズへの対応や分野横断的な対応が必要となることから、市内における組織体制を柔軟で連携の高いものとしていきます。

(5) 都市計画マスタープランの見直し

社会情勢等の変化や上位計画に示される政策の変化等がある場合には、本計画を見直すなど、適時、適切な対応を図ります。

策定から概ね 10 年後の定期見直しでは、各種事業の進捗状況や市民意識の把握、都市計画基礎調査や各種統計データの分析等により見直しを行います。

(定期見直しの流れ)

